

処分の種類	業務停止処分(30日間) 業務停止期間:令和6年8月21日～同年9月19日
処分年月日	令和6年8月2日
商号又は名称	株式会社セカンド (法人番号2122001032446)
代表者	村上 晴香
免許証番号及び免許年月日	大阪府知事(1)第61363号 令和元年10月10日
主たる事務所の所在地	東大阪市
<p>処分等の理由</p> <p>被処分者は、令和6年2月1日に宅地建物取引業法(以下「法」という。)第64条の2第1項の規定による国土交通大臣の指定する公益社団法人不動産保証協会の社員の地位を失ったため、同日から一週間以内に法第25条第1項から第3項までの規定により、営業保証金を供託しなければならないにもかかわらず、これを行っていない。 このことは、法第64条の15前段に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。</p>	